第四十一条　法第十八条第二項の経済産業省令で定める事項は、連鎖化事業者が設置している全ての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合計量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第二条第一項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）並びに連鎖化事業者が設置しているそれぞれの工場等（前年度におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上のものに限る。）の前年度におけるエネルギーの使用量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）とする。

（特定連鎖化事業者に係る指定の取消の申出）

第四十二条　法第十八条第三項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してしなければならない。

（密接関係者の要件）

第四十三条　法第二十九条第一項に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　自らが発行済株式の全部を有する株式会社又はこれに類する法人等

二　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社又はこれに類する法人等

三　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第五項に規定する関連会社又はこれに類する法人等

第二十二条の四　法第十九条第二項の経済産業省令で定める事項は、連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合計量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第二条第一項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）並びに連鎖化事業者が設置しているそれぞれの工場等（前年度におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上のものに限る。）の前年度におけるエネルギーの使用量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）とする。

（特定連鎖化事業者に係る指定の取消の申出）

第二十二条の五　法第十九条第三項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してしなければならない。

［新設］

（認定管理統括事業者の認定）

第四十四条　法第二十九条第一項の規定による認定を受けようとする工場等を設置している者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第十による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、法第二十九条第一項の規定により申請者から前項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに同条第二項の定めに照らしてその内容を審査し、認定管理統括事業者の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二十九条第一項の規定に基づき認定する。」

3　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該申請者に交付するものとする。

［新設］

（認定管理統括事業者の認定の取消し）

第四十五条　経済産業大臣は、法第二十九条第二項の規定により認定管理統括事業者の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十二による書面を当該認定が取り消される法第二十九条第一項の認定を受けた者に交付するものとする。

（密接関係者と一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している要件）

第四十六条　法第二十九条第一項第一号に規定する経済産業省令で定める要件は、密接関係者との間に次に掲げるエネルギー管理等に関する取決めを行っていることとする。

一　工場等におけるエネルギーの使用の合理化の取組方針

［新設］